

# 障がい者(児)が活用できる主な制度一覧

阿賀野市役所 民生部 社会福祉課 障がい福祉係：62-2510（代表）

・安田支所：68-3000 ・京ヶ瀬支所：67-2111 ・笹神支所：62-4141

・相談支援窓口 障がい者基幹相談支援センター：61-2488（直通）

令和3年4月1日現在

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
手当・年金	1	特別障害者 手当の支給 (20歳以上)	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス</p> <p>20歳以上で、精神または身体に極めて重度の障がいを重複して持つ等、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人に手当（月額27,350円）を支給します。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳がなくても利用できます。 手当専用の診断書により判定されます。</p> <p>他に条件は？ 所得制限により支給停止となる場合があります。施設入所者には支給できません。長期（3か月）継続入院により支給停止となります。</p> <p>注意点は？ 医師の診断書が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>	<p>※認定請求書</p> <p>※所得状況届</p> <p>※診断書</p> <p>・手帳</p> <p>・本人名義の通帳</p>
	2	障害児福祉 手当の支給 (20歳未満)	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス</p> <p>20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする児童に手当（月額14,880円）を支給します。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳がなくても利用できます。 手当専用の診断書により判定されます。</p> <p>他に条件は？ 所得制限により支給停止となる場合があります。施設入所者には支給できません。</p> <p>注意点は？ 医師の診断書が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。 19歳の人には「特別障害者手当」や「障害年金」についての確認を併せてお勧めします。</p>	<p>上記のほかに</p> <p>○特別障害者 手当の場合</p> <p>・年金証書</p> <p>・前年中に受給 した年金額を証 明できる書類</p>
	3	特別児童扶養 手当の支給	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス</p> <p>20歳未満の重度または中度の心身障がい児を監護している父または母、あるいは父母にかわって養育する人に手当を支給します。 (1級：月額52,500円/2級：月額34,970円)を支給します。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳がなくても利用できます。 手当専用の診断書により判定されます。</p> <p>他に条件は？ 国民年金法の1級及び2級程度の障がい程度の人が対象です。 所得制限により支給停止となる場合があります。児童が障害年金を受給している場合や児童福祉施設に入所している場合手当は受けられません。</p>	<p>※認定請求書</p> <p>※診断書</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>・住民票謄本</p> <p>・手帳</p> <p>・通帳</p>
	4	重度重複障害 者介護見舞金 の支給	⇒	<p>窓口は？ <b>新発田地域振興局健康福祉環境部（TEL 0254-26-9129）</b></p> <p>こんなサービス</p> <p>施設に入所することが困難な、在宅の重度かつ重複障がいのある人を常時介護している保護者に見舞金(障がい者1人につき月額20,000円)支給します。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳の視覚障がい1級・2級、聴覚障がい2級、肢体不自由1級・2級または内部障がい1級のうち、いずれか2以上の障がいを合併していること。 療育手帳「A」を所持していること。</p> <p>他に条件は？ 所得制限があります。</p>	<p>※申請書</p> <p>・世帯員の住民票</p> <p>・所得を証明できる書類</p> <p>・介護者名義の通帳</p> <p>・手帳</p>
	5	知的障害児・ 者手当	1階⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス</p> <p>療育手帳所持者に、申請により手当を支給します。 (65歳以上の施設入所者等を除く) 療育手帳「A」の人：月額3,000円 「B」の人：月額2,000円</p>	<p>※申請書</p> <p>・手帳</p>

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
手 当 ・ 年 金	6	心身障害者扶養共済年金	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス 障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金（20,000円～40,000円）を支給します。</p> <p>手帳の条件は？ ①身体障害者手帳1級～3級 ②療育手帳 ③①または②と同程度と認められる人</p> <p>他に条件は？ 加入できるのは心身障がい者の保護者で、次の条件をすべて満たす人。 ①年齢が65歳未満 ②県内に住所がある ③特別な疾病や障がいがない心身障がい者1人につき2口まで加入できます。 掛金は、加入時の年齢により、月額：9,300円～23,300円</p>	<p>※加入申込書</p> <p>※告知書</p> <p>※障害証明書</p> <p>・住民票抄本</p> <p>・手帳</p>
	7	障害基礎年金（国民年金）	1階 ⑦番 または 各支所	<p>窓口は？ <b>健康推進課 国保年金係</b></p> <p>こんなサービス 原則として国民年金に加入している間に、初診日のある病気・けが・精神障がい（知的障がいを含む）により障がい状態となった人。 または、日本に住所を有しており、年金に加入していない60歳から65歳までの間に病気・けが・精神障がい（知的障がいを含む）により障がい状態となった人。保険料の納付要件を満たすことが必要です。 20歳前に障がい状態となった場合は、国民年金の加入に関わりなく20歳から支給できます。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳との関連はありません。障害年金専用の診断書により判定されます。</p>	<p>※請求書</p> <p>※診断書</p> <p>※病歴状況申立書</p> <p>・年金手帳</p> <p>・本人名義の通帳</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>・住民票謄本</p>
		障害厚生年金（厚生年金）	⇒	<p>窓口は？ <b>新発田年金事務所（TEL 0254-23-2128）</b></p> <p>こんなサービス 厚生年金保険に加入している間に、初診日がある病気・けが・精神障がいにより一定の障がい状態となった人。 保険料の納付要件を満たすことが必要です。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳との関連はありません。障害年金専用の診断書により判定されます。</p>	
医 療	8	重度心身障害者医療費助成（県障）	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス 通院・入院にかかる保険給付対象医療費等の「一部負担金」の一部を助成します。【窓口負担：外来1回530円、入院1日1,200円】</p> <p>手帳の条件は？ 身体障害者手帳「総合等級（全て合わせた等級）」1級～3級の人、療育手帳Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人</p> <p>他に条件は？ 所得制限があります。</p>	<p>※申請書</p> <p>※現況届</p> <p>※同意書</p> <p>・手帳</p> <p>・保険証</p>
	9	自立支援医療（更生医療）（18歳以上）	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス 障がいの除去・軽減に必要な医療を給付します。</p> <p>対象医療は？ 歯科矯正術・口蓋裂に対する手術・人工関節置換術・<math>\Lambda</math>-スルカ埋込術・人工弁置換術・人工透析療法・抗HIV療法…他多数</p> <p>手帳の条件は？ 上記対象医療に関する障がい名が手帳に記載されていることが条件です。</p> <p>他に条件は？ 1割負担。同居世帯員の収入・市民税額に応じて月額上限があります。</p>	<p>※申請書</p> <p>※意見書</p> <p>※同意書</p> <p>・手帳</p> <p>・保険証</p>
	10	自立支援医療（精神通院医療）	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス 精神障がいの通院治療にかかる医療を給付します。</p> <p>手帳の条件は？ 手帳がなくても利用できます。</p> <p>対象医療は？ 躁うつ病・うつ病・統合失調症・てんかん・認知症等の脳機能障がいなど</p> <p>他に条件は？ 1割負担。同居世帯員の収入・市民税額に応じて月額上限があります。</p> <p>その他 さらに、通院費自己負担の1/2・入院費自己負担の1/2(上限1万円)を助成する「阿賀野市精神障害者医療費助成制度」があります。(県親・県子・県障受給者は除く)※別途申請が必要です。</p>	<p>※申請書</p> <p>※診断書</p> <p>※同意書</p> <p>・保険証</p>
	11	自立支援医療（育成医療）（18歳未満）	1階 ⑭番 または 各支所	<p>こんなサービス 障がいの除去・軽減に必要な医療を給付します。</p> <p>対象医療は？ <math>\Lambda</math>ル入病・水頭症・口蓋裂・口唇裂・慢性腎不全（人工透析）・斜視手術・慢性中耳炎手術・心房中隔欠損症手術・I<sup>7</sup>シタリ症手術…他多数</p> <p>手帳の条件は？ 手帳がなくても利用できます。</p> <p>他に条件は？ 1割負担。同居世帯員の収入・市民税額に応じて月額上限があります。</p>	<p>※申請書</p> <p>※意見書</p> <p>※同意書</p> <p>・保険証</p>

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
12	補装具の購入・修理・借受け	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	障がいの種別に応じて「身体の障がい部分を補う」用具が必要と認められた場合、購入・借受け・修理の費用を助成します。	※申請書 ※指定医師の意見書 ・業者の見積書 ・手帳
			対象用具は？	車いす・座位保持装置・歩行器・歩行補助つえ・補聴器・義肢・装具・眼鏡・義眼・盲人安全つえ・重度障害者用意思伝達装置…他	
			手帳の条件は？	手帳に記載されている障がい名に適合する補装具が有効です。 〔例〕車いす⇒下肢不自由、補聴器⇒聴覚障がい、眼鏡⇒視覚障がい	
			他に条件は？	原則1割が利用者負担。所得に応じて月額負担上限額があります。	
			注意点は？	●介護保険該当者 ⇒車いす・歩行器・歩行補助つえ等は介護保険制度からレンタルを受けてください。 ●「挿耳形」の補聴器希望者 ⇒挿耳形補聴器は職業を持つ人や教育を受けている人などが対象です。	
13	日常生活用具の給付	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	障がい種別・等級に応じて「重度障がい者の日常生活を助ける」用具が必要な場合、購入費を助成します。	※申請書 ・手帳 ・業者の見積書
			対象用具は？	ベッド・歩行支援用具・入浴補助用具・体位変換器・ネプライザー・電気式たん吸引器・透析液加温器・移動用リフト・拡大読書器・盲人用時計・火災警報器・点字器・頭部保護帽・人工喉頭・収尿器・ストマ用装具・居宅生活動作補助用具（住宅改修）ほか	
			手帳の条件は？	手帳に記載されている障がい名・等級・障がい者の介護状況・生活状況等に適した日常生活用具が有効です。 〔例〕ベッド⇒下肢又は体幹不自由2級…など	
			他に条件は？	原則1割が利用者負担。所得に応じて月額負担上限額があります。	
			注意点は？	●介護保険該当者 ⇒ベッド・歩行支援用具・入浴補助用具・体位変換器・移動用リフト・居宅生活動作補助用具等は介護保険制度からレンタル又は給付を受けてください。	
14	障がい児・者紙おむつ助成	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	在宅で常時紙おむつを使用している障がい児・者に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。（紙おむつ券を年3回支給）	※申請書 ・手帳
			対象品目は？	紙おむつ・尿取りパッド・使い捨て手袋・ドライシャンプー・清拭剤及び介護用シーツ	
			対象者は？	市内に住所を有し、常時紙おむつを必要としている1～64歳までの在宅の人で、次のいずれかに該当する人 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当該当者	
			他に条件は？	調査票による調査があります。 生活保護被保護世帯・市町村民税非課税世帯 5,000円/月 市町村民税所得割非課税世帯 3,500円/月 市町村民税所得割課税世帯 2,000円/月 （本人課税者も含む）	
15	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	身体障害者手帳の対象とならない18歳以上の難聴者に対して、補聴器購入費用の一部を助成します。（購入費用の1/2 30,000円を限度）	※指定医師の意見書 ・業者の見積書
			対象者は？	身体障害者手帳（聴覚障がい）の対象とならない18歳以上で、次のいずれかに該当する人 ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の人 ・医師に補聴器の装用が必要と判断された人	
			他に条件は？	医療機関での検査の結果、身体障害者手帳の対象となる場合は対象となりません。 手帳の申請をし、補装具費支給制度で補聴器給付の申請をしてください。	

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
補装具・日常生活用具等	16	軽・中等度難聴児補聴器給付	1階 ⑭番	こんなサービス 身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の難聴児に対して、補聴器を給付します。	※指定医師の意見書 ・業者の見積書
			または各支所	対象者は？ 身体障害者手帳（聴覚障がい）の対象とならない18歳未満で、次のいずれかに該当する児童 ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の児童 ・医師に補聴器の装用が必要と判断された児童	
				他に条件は？ 原則1割が利用者負担。所得に応じて月額負担上限額があります。	
相談窓口	17	計画相談支援	⇒	相談支援センター ことはな（TEL 61-2323） 相談支援センター ゆう（TEL 47-5755） 相談支援センター Lプラン（TEL 62-8005） 相談支援事業所 ござ（TEL 47-4676）	-
			こんなサービス	窓口は？ 18～22までの福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画が必要となります。ご本人やご家族に代わって利用計画を作成し、利用に向けて調整を行います。	
			利用方法は	上記事業者に直接お問い合わせいただくか、阿賀野市障がい者基幹相談支援センター（TEL 61-2488）にご相談ください。	
介護派遣等	18	ホームヘルプサービス（居宅介護等）	1階 ⑭番 または各支所	こんなサービス 障がい者の家庭にホームヘルパーが赴き家事・介護など日常生活の世話及び通院時の付き添いを行います。	※申請書 他 ・手帳等
			利用方法は？	《「総合支援法」を活用してサービスを利用します。》 1. 「支給申請書」他、必要書類を窓口へ提出します。 2. 窓口又は後日自宅等にて聴き取り調査を受けます。 3. 調査に基づき利用期間（通常1年間）、利用時間（支給量）、利用者負担額（1割負担）が決定されます。 4. 3. の内容が記載された「受給者証」が郵送されます。 5. 「受給者証」を事業者へ提出し、利用契約を結びます。 6. サービスを利用することに「受給者証」を提示し、利用者負担額を事業者へ支払います。 ※利用したいホームヘルプ事業者がある場合は、事前に事業者と相談の上で申請されるとスムーズに利用できます。	
			注意点は？	●介護保険該当者 ⇒ 介護保険制度のホームヘルプサービスをご利用ください。 ※このサービスについてはサービス等利用計画が必要となります。17の計画相談支援の窓口において、利用調整及び計画を作成いたしますのでご相談ください。	
19	同行援護	1階 ⑭番 または各支所	こんなサービス 視覚障がいを持つ人が、外出時に介助を必要とするときに利用できます。	※申請書 他 ・手帳等	
		利用方法は？	《「総合支援法」を活用してサービスを利用します。》 1. 「支給申請書」他、必要書類を窓口へ提出します。 2. 窓口又は後日自宅等にて聴き取り調査を受けます。 3. 調査に基づき利用期間（通常1年間）、利用時間（支給量）、利用者負担額（1割負担）が決定されます。 4. 3. の内容が記載された「受給者証」が郵送されます。 5. 「受給者証」を事業者へ提出し、利用契約を結びます。 6. 利用者負担額を事業者へ支払います。 ※事前に事業者と相談の上で申請されるとスムーズに利用できます。		
		注意点は？	※このサービスについてはサービス等利用計画が必要となります。17の計画相談支援の窓口において、利用調整及び計画を作成いたしますのでご相談ください。		

福祉サービス		市役所 窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に 必要なもの	
介護派遣等	20	生活介護 (デイサービス)	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	在宅の障がい者が通所して入浴・給食サービスなどを受けられます。	※申請書 他 ・手帳等
				利用方法は？	<p>《 「総合支援法」を活用してサービスを利用します。》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「支給申請書」他、必要書類を窓口に提出します。</li> <li>2. 窓口又は後日自宅等にて聴き取り調査を受けます。</li> <li>3. 調査に基づき利用期間（通常1年間）、利用日数（支給量）、利用者負担額（1割負担）が決定されます。</li> <li>4. 3. の内容が記載された「受給者証」が郵送されます。</li> <li>5. 「受給者証」を施設に提出し、利用契約を結びます。</li> <li>6. サービスを利用することに「受給者証」を提示し、利用者負担額を施設に支払います。</li> </ol> <p>※事前に施設見学を行うなどあらかじめ施設と相談の上で申請されるとスムーズに利用できます。</p>	
				注意点は？	<p>●介護保険該当者 ⇒ 介護保険制度のデイサービスをご利用ください。 ※このサービスについてはサービス等利用計画が必要となります。 17の計画相談支援の窓口において、利用調整及び計画を作成いたしますのでご相談ください。</p>	
21	短期入所 (ショートステイ)	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	在宅の障がい者の介護者が病気、冠婚葬祭等のため家庭での介護ができない時に、短期間の施設利用ができます。	※申請書 他 ・手帳等	
			利用方法は？	<p>《 「総合支援法」を活用してサービスを利用します。》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「支給申請書」他、必要書類を窓口に提出します。</li> <li>2. 窓口又は後日自宅等にて聴き取り調査を受けます。</li> <li>3. 調査に基づき利用期間（通常1年間）、利用日数（支給量）、利用者負担額（1割負担）が決定されます。</li> <li>4. 3. の内容が記載された「受給者証」が郵送されます。</li> <li>5. 「受給者証」を施設に提出し、利用契約を結びます。</li> <li>6. サービスを利用することに「受給者証」を提示し、利用者負担額を施設に支払います。</li> </ol> <p>※事前に施設見学を行うなどあらかじめ施設と相談の上で申請されるとスムーズに利用できます。</p>		
			注意点は？	<p>●介護保険該当者 ⇒ 介護保険制度のショートステイをご利用ください。 ※このサービスについてはサービス等利用計画が必要となります。 17の計画相談支援の窓口において、利用調整及び計画を作成いたしますのでご相談ください。</p>		
22	施設入所	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	在宅生活が困難な際に施設に入所し、入浴・排泄・食事の介助等のサービスを受けることができます。	※申請書 他 ・手帳等	
			利用方法は？	<p>《 「総合支援法」を活用してサービスを利用します。》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「支給申請書」他、必要書類を窓口に提出します。</li> <li>2. 窓口又は後日自宅等にて聴き取り調査を受けます。</li> <li>3. 調査に基づき利用期間（通常3年間）、利用者負担額（1割負担）が決定されます。</li> <li>4. 3. の内容が記載された「受給者証」が郵送されます。</li> <li>5. 「受給者証」を施設に提出し、利用契約を結びます。</li> <li>6. サービスを利用することに「受給者証」を提示し、利用者負担額を施設に支払います。</li> </ol> <p>※施設に空きがない場合は、待機者となります。</p>		
			注意点は？	<p>●介護保険該当者 ⇒ 介護保険制度が優先されますが、更生訓練等の必要性が認められる場合には、入所することができます。 ※このサービスについてはサービス等利用計画が必要となります。 17の計画相談支援の窓口において、利用調整及び計画を作成いたしますのでご相談ください。</p>		

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
介護派遣等  交通機関等の割引及び助成	23	手話・要約筆記奉仕員の派遣	1階⑭番	こんなサービス 市内に住所を有する聴覚等に障がいのある人並びに福祉関係団体等に手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣します。	※申請書 ・手帳
	24	旅客鉄道運賃（JR線乗車券等）の割引	各社窓口	こんなサービス 各旅客鉄道会社の鉄道・航路を利用する際、運賃が割引されます。（割引率50%）	-
				手帳の条件は？ 障がい種別（手帳に記載）が第1種か第2種かにより利用条件が異なります。	
				対象者は？ ・第1種障がい者…介護人も1人まで対象。 （介護者同伴：回数制限なし／単独乗車：片道100円を超える場合に有効） ・第2種障がい者…単独で片道100円を越えて利用する場合のみ対象。	
	利用方法は？ 各駅の乗車券発売窓口到手帳を提示してください。 定期券・回数券購入、私鉄各線については各社へお問い合わせください。				
	25	バス運賃の割引	各社窓口	こんなサービス 県内バス路線・高速バス（県内・県外）を利用する際、運賃が割引されます。 ただし、精神障がい者は高速バス割引対象外。	-
				手帳の条件は？ 障がい者手帳所持者【普通乗車券：割引率50% 定期券：割引率30%】 身体（第1種・第2種（1～3級））・知的（第1種・第2種（12歳未満））→本人及び介護人 身体（第2種（4～6級））・知的（第2種（12歳以上））・精神→本人のみ ※ただし、定期券について、12歳未満は介護人のみ、精神障がい者は対象外。	
				利用方法は？ 運賃支払時、定期券購入時に手帳を提示してください。	
	26	市営バスの割引	⇒	こんなサービス 市営バスを利用する際、手帳を提示すると無料になります。	-
				手帳の条件は？ 手帳の障がい名や等級は問いません。手帳を持っていれば対象になります。	
27	航空運賃の割引	各社窓口	こんなサービス 割引率は航空会社によって異なりますので、各社へお問い合わせください。	-	
			手帳の条件は？ 航空会社によって利用条件が異なりますので、各社へお問い合わせください。		
			利用方法は？ 各社へお問い合わせください。		
28	旅客船運賃の割引	各社	こんなサービス 割引率は船舶運航事業者によって異なりますので、各社へお問い合わせください。	-	
			手帳の条件は？ 船舶運航事業者によって利用条件が異なりますので、各社へお問い合わせください。		
			利用方法は？ 各社へお問い合わせください。		
29	タクシー運賃の割引	各社	こんなサービス 〔割引率10%（迎車回送料金は除く）〕 県内のタクシー、ハイヤーが割引対象です。	-	
			手帳の条件は？ 手帳（身障・療育）の障がい名や等級は問いません。精神障がい者割引は一部の事業者が実施。		
			利用方法は？ 運賃精算時に、乗務員に手帳を提示してください。		
30	福祉タクシー利用券の交付	1階⑭番 または各支所	こんなサービス 生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため。 福祉タクシー利用券（500円券×年間36枚（1ヶ月あたり3枚））を交付します。	※申請書 ・手帳	
			手帳の条件は？ ①身体障害者手帳1級、2級の人 ②身体障害者手帳3級の人のうち、下肢・体幹・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・脳原性運動（移動）機能障がいの人 ③療育手帳Aの人 ④精神障害者保健福祉手帳1級の人 ⑤障がい老人で寝たきり度C2の人		
31	通所施設等通所費助成	1階⑭番 または各支所	こんなサービス 通所施設等に通所している人の交通費の一部を助成します。 バス等公共交通機関の運賃実月額（バス等が運行されていない場合は運賃相当額）の1/2を支給。	※申請書 ・通帳	
			対象者は？ 市内に住所を有し、公共交通機関、施設等が運行する送迎バス、家用自動車（バイク含む）で通所している人。 ※ただし、送迎バスを利用する人で、バス代相当経費を負担していない場合や市営バスを利用している人は対象となりません。		

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
交通機関等の割引及び助成	32 人工透析通院費助成	1階 ⑭番	こんなサービス	人工透析のために通院している人の交通費を助成します。 自家用自動車：燃料費相当額（所定の計算式で算出）の1/2を支給 タクシー：人工透析用タクシー券を交付（年間54枚）	※申請書 ・手帳 ・受給者証 ・通帳 (自家用自動車の場合)
		または各支所	対象者は？	次の①または②に該当し、自家用自動車またはタクシーで通院している人 ①身体障害者手帳（じん臓機能障がい）所持者で人工透析を受けている人 ②自立支援医療受給者証（育成医療）所持者で人工透析を受けている人 その他市長が必要と認める人	
自動車関係	33 自動車改造費の補助（本人運転）	1階 ⑭番	こんなサービス	障がい者が自分で運転するために自動車を改造する場合、改造費の一部（上限10万円）を助成します。	※申請書 ・見積書 ・運転免許証 (本人運転のみ) ・手帳
		または各支所	手帳の条件は？	上肢、下肢、体幹機能障がい1級または2級の人。 運転免許証に改造の要件が記載されている人。	
			他に条件は？	就労等に伴い本人所有・本人運転の自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等の改造（これら以外の改造は認められません）を必要とする人。	
			注意点は？	改造後の申請はできません。 助成された人は同じ助成を5年間受けられません。	
33 自動車改造費の補助（介護者運転）	1階 ⑭番	こんなサービス	介護者が運転する自動車に車いすを利用する障がい者を乗せるために自動車を改造する場合、または「福祉車両」を購入する場合に改造費（購入費）の一部（課税世帯：上限30万円/非課税世帯：上限40万円）を助成します。	※申請書 ・運転免許証 (本人運転のみ) ・手帳	
	または各支所	手帳の条件は？	身体障害者手帳1～2級の人（制度の趣旨と異なる障がいの人是对象とならないことがあります）車の運転ができない車いす利用者で、移乗装置の改造または改造車（福祉車両）の購入によって社会参加が見込まれる人を乗せる自動車に対して助成されます。		
		他に条件は？	所得制限があります。（特別障害者手当と同じ基準の所得制限を採用しています）		
		注意点は？	改造（購入）後の申請はできません。必ず改造（購入）前に申請してください。既に助成された人は同じ助成を5年間受けられません。		
34 自動車運転免許取得費の補助	1階 ⑭番	こんなサービス	免許取得により、就職や進学など社会活動への参加に効果があると認められる人に、上限10万円まで助成します。	※申請書 ・手帳	
	または各支所	手帳の条件は？	身障手帳1級～4級の人。		
		注意点は？	免許取得後の申請はできません。必ず自動車学校入校前にご相談ください。		
35 おもいやり駐車場	1階 ⑭番	こんなサービス	身体障がい者等、歩行が困難な人に新潟県が利用証を交付し、障がい者等用駐車スペースに停める際に利用証を車内に掲げることにより、適正にご利用いただくサービスです。	※申請書 ・手帳等	
	または各支所	手帳等の条件は？	下記①～⑧に該当し、なおかつ歩行困難または歩行に配慮が必要な人。 ①身体障害者手帳の視覚4級以上、平衡5級以上、上肢2級以上、下肢6級以上、体幹5級以上、脳原性（上肢）2級以上、脳原性（移動）6級以上、その他内部機能障がい等4級以上の人 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 ④発達障がいのある人 ⑤難病患者（特定疾患医療受給者及び特定医療費（指定難病）受給者） ⑥高齢者（介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の人） ⑦妊産婦（原則として妊娠7か月から産後1年半までの人） ⑧その他けが人または病気等の者（その他歩行が困難であることが診断書により確認できる人）		
36 駐車禁止除外指定車標章の交付		窓口は？	阿賀野警察署 交通課（TEL 63-0110）	・手帳 ・住民票	
		こんなサービス	歩行困難な人が、駐車禁止場所や時間制限駐車区間に駐車できる標章を交付します。		
	⇒	手帳の条件は？	視覚1～4級、聴覚2～3級、平衡機能3級、上肢1級、2級の1及び2 下肢1～4級、運動機能（上肢）1～2級、運動機能（下肢）1～4級、体幹1～3級、心臓等内部1、3級、免疫機能1～3級、療育手帳A、精神手帳1級 複数の障がいの記載がある人は、個別の等級が該当するか否かで判断します。 障がい者本人以外の方が代理申請する場合は、申請資格や必要書類がありますので、事前にお問い合わせください。		

福祉サービス		市役所 窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に 必要なもの
自動車関係	37 有料道路通行料金の割引	1階 ⑭番 または 各支所	こんなサービス	高速道路・有料道路を通行する際の通行料金が割引されます。 事前の登録が必要です。登録時に手帳にシールを貼付します。 料金所でシールを貼付した手帳を見せ、割引を受けます。	※申請書 ・運転免許証 (本人運転のみ) ・手帳 ・車検証  ETC利用者は ・ETCカード ・ETC車載器の 管理番号が わかるもの
			手帳の条件は?	障がい種別(手帳に記載)が第1種か第2種かにより利用条件が異なります。 ・第1種障がい者…介護者が運転する場合、自分で運転する場合どちらでも対象になります。 ・第2種障がい者…自分で運転する場合のみ対象になります。	
			対象者は?	本人または配偶者、直系血族とその配偶者、兄弟姉妹等の自動車について有効です。 会社・団体等名義のもの、事業用の自動車は対象外です。 (リース等により所有者が自動車販売店等のものは「使用者」欄が本人または生計同一者であれば問題はあります。自家用・事業用と併せて車検証でご確認ください)	
			他に条件は?	障がい者1人に付き自動車1台が認定され、その自動車のみ有効となります。 ETC利用者で割引を希望する場合は窓口へお申し出下さい。	
税金	38 所得税の控除	⇒	窓口は?	<b>新発田税務署 (TEL 0254-22-3161)</b> 詳しくは、お問い合わせください。	・手帳
	39 県・市民税の控除	別館 2階 または 各支所	窓口は?	<b>税務課 市民税係</b> 詳しくは、お問い合わせください。	・手帳
	自動車税の減免	⇒	窓口は?	<b>新発田地域振興局県税部 (TEL 0254-26-9123)</b> 4月1日現在または登録時に条件を満たしていることが必要です。 身体障がい者本人が所有する自動車対象です。所有者が同一生計者で、使用者が身体障がい者本人である場合も含まれます。 ※身体障がい児(18歳未満)、知的障がい者、精神障がい者の場合は所有者・使用者とも同一生計者。 障がい種別・等級・自動車の所有者・使用目的・使用頻度等の条件により対象とならない場合があります。 家族運転・介護者運転の自動車の場合、「通院(通学・通所)証明書」(病院・施設等で発行)及び「同一生計証明書」(市役所⑭番窓口で発行)が必要となります。 4月1日から納期限日までに手続きしてください。	(取得税を除く) ・マイナンバーカード ・通院(通学・通所)証明書 (家族運転・介護者運転の場合必要) ・同一生計証明書 (同一生計者が所有する自動車の場合 や同一生計者が運転する場合必要)
40	軽自動車税の減免	別館 2階 または 各支所	窓口は?	<b>税務課 資産税係</b> 4月1日現在または登録時に条件を満たしていることが必要です。 身体障がい者本人が所有する自動車対象です。所有者が同一生計者で、使用者が身体障がい者本人である場合も含まれます。 ※身体障がい児(18歳未満)、知的障がい者の場合は所有者・使用者と同一生計者。精神障がい者の人はお問い合わせください。 本人運転の場合、納税義務者は身体障がい者本人であることが条件です。 家族運転・介護者運転の場合、使用目的状況確認書の提出が必要です。 障がい種別・等級・自動車の所有者・使用目的・使用頻度等の条件により対象とならない場合があります。 税金の納付書が届いたら、納期限までに窓口で手続きしてください。	・手帳 ・運転する人の 運転免許証 ・車検証 ・納税通知書 ・マイナンバーカード ・使用目的状況 確認書 (家族運転・介護者 運転の場合必要)
	自動車取得税の減免	⇒	窓口は?	<b>新潟県自動車標板協会 (TEL 025-283-2279)</b> ※自動車登録時に減免申請をしなければなりません。 障がい種別・等級・自動車の所有者・使用目的・使用頻度等の条件により対象とならない場合があります。自動車販売店等へお問い合わせください。	・手帳 ・運転する人の 運転免許証



福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
公共料金	41 NHK放送受信料の減免	1階⑭番または各支所	こんなサービス 条件は?	NHK放送受信料が全額免除または半額免除となります。 《全額免除》手帳の等級に関わらず、本人を含む世帯全員が市民税非課税 《半額免除》本人が世帯主で受信契約者で下記の障がい該当者 視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者 身体障害者手帳1・2級所持者 重度の知的障がい者、重度の精神障がい者	※証明願 ※申請書 ・手帳 ・印鑑
	42 ヘルプカードの交付	1階⑭番または各支所	こんなサービス 対象者は?	障がい者等が災害時や緊急時に支援を依頼するために、緊急連絡先や支援内容を記載したカードを交付します。 障がい者手帳所持者または福祉事務所長が必要と認められた人。	※申請書 ・手帳、受給者証等
その他	43 障害者向け住宅改修費の助成	1階⑭番または各支所	こんなサービス 手帳の条件は? 他に条件は?	障がい者または親族が所有し、障がい者が居住する住宅の改修等の費用の一部（世帯の課税状況により異なります。上限50万円）を助成します。 居室、廊下等・浴室・玄関… 身障手帳1～2級の人。療育手帳Aの人。 所得制限があります。 既に助成された人は同じ助成を受けられません。	※申請書 ・見積書 ・工事図面 ・工事前写真 ・手帳
	44 生活福祉資金の貸付	⇒	窓口は? こんなサービス 手帳の条件は? 他に条件は?	<b>(福)阿賀野市社会福祉協議会 (TEL 67-9203)</b> 障がい者の住宅の増改築・補修保全等、福祉用具の購入、障がい者用自動車の購入等に要する経費について、障がい者世帯に資金を貸付ける制度です。 利子は連帯保証人を立てる場合無利子。 原則として手帳を持っている人がいる世帯。 原則として連帯保証人が必要です。 各地区の民生委員を通じて、阿賀野市社会福祉協議会へ申請します。	※申請書 ・見積書 ・工事前写真 ・手帳 ・印鑑
その他	45 県立施設利用料の減免	⇒	こんなサービス 利用方法は?	県立自然科学館・県立近代美術館・県立歴史博物館・県立植物園・県立紫雲寺記念公園屋内運動施設などの入館料（入園料・利用料）が減免されます。 入館料等発売窓口で手帳を提示してください。 その他の施設については各施設へお問い合わせください。	-
	46 携帯電話の割引	各社窓口	こんなサービス 窓口は?	基本使用料等の割引を受けることができます。 詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。	-
その他	郵便等による不在者投票	1階⑭番	窓口は? こんなサービス 手帳の条件は?	<b>市民生活課 (選挙管理委員会)</b> 選挙人で身体に重度の障がいがあり、郵便等投票証明書の交付を受けている人は、郵便等により自宅などで投票を行うことができます。 両下肢・体幹・移動機能1級・2級、肝臓・免疫1級～3級 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・1級・3級	※申請書 ・手帳
	身体障害者更生相談所	⇒	窓口は? こんなサービス	<b>新発田身体障害者更生相談所 (TEL 0254-26-9131)</b> 身体に障がいのある人に関して、特に専門的な知識、技術を必要とする相談や指導を行います。	-
その他	手話通訳者の設置	⇒	窓口は? こんなサービス	<b>新潟県福祉保健部障害福祉課 (TEL 025-280-5212)</b> 聴覚に障がいのある人の県庁来庁時に手話通訳を行います。	-
	障害者職業センター	⇒	窓口は? こんなサービス	<b>新潟障害者職業センター (TEL 025-271-0333)</b> 就職が困難な障がいのある人を対象に、職業適性などの評価および職業選択職業生活上の悩みについての相談を行います。	-
その他	障害者就業生活支援センター	⇒	窓口は? こんなサービス	<b>アシスト (TEL 0254-23-1987)</b> <b>らいふあっぷ (TEL 025-250-0210)</b> 専任の職員が、職場実習や職業訓練等の就労に関する支援や生活に関する相談等の支援を行います。	-

福祉サービス		市役所窓口	サービス概要・該当する人・注意点など		申請に必要なもの
その他	福祉サービスに関する苦情解決窓口	⇒	窓口は？	各サービス提供事業所 または 新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (TEL 025-281-5609)	-
			こんなサービス	福祉サービスに関する苦情について、サービス提供事業者が苦情解決の相談を行っています。そこで問題解決ができない場合は、新潟県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。	
その他	FAX110番 メール110番	⇒	窓口は？	FAX 0120-279-110 アドレス <a href="http://niigata110.jp/">http://niigata110.jp/</a>	-
			こんなサービス	聴覚、言語に障がいのある人の事件・事故、緊急事態発生時の緊急通報用として、通報を受理しています。	

※障害者総合支援法の対象となる疾病に該当する人は、手帳をお持ちでなくても障害福祉サービス等を受けることができます。詳しくは、市役所 社会福祉課 障がい福祉係へお問い合わせください。